

所管部課	総務部 総務管財課		部長	矢吹 勇一	
件名	普通財産の売払いについて				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第238条の5			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>東京都が施行する奈良橋川整備事業用地として、下記の普通財産を売払う。</p> <p>(1) 土地の所在等 東大和市奈良橋三丁目457番の内及び458番2の内 (旧市営住宅第2団地の一部) 畑、宅地 計面積 116.26㎡</p> <p>(2) 売払予定額 19,520,054円 (167,900円/㎡)</p> <p>(3) 効果及び影響 河川整備による浸水被害の軽減に寄与することができる。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
<ul style="list-style-type: none"> ・昭和32年4月、市営住宅建設のため、用地を買収 ・令和元年12月、東京都が施行する奈良橋川河川整備事業の河川予定用地として指定を受ける。 					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議報告後、売払い手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。